

## 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和元年10月23日（水曜日）

### 議事日程（第1号）

令和元年10月23日（水） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 副議長の選挙
- 第4 議員提出議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の改正について（質疑・討論・採決）
- 第5 常任委員の所属変更及び選任
- 第6 議会運営委員の選任
- 第7 議案第16号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第25号工事請負契約の変更についてまで（提案説明）
- 第8 組合行政一般に対する質問  
16番 伊藤幾子議員
- 第9 議案第16号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第25号工事請負契約の変更についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

~~~~~

### 出席議員（18名）

1番	前田伸一	2番	星見健蔵
3番	岩永安子	4番	横山明

5番	石	田	憲	太	郎	6番	椋	田	昇	一	
7番	小	倉	一	博		8番	谷	本	正	敏	
9番	川	上		守		10番	大	河	原	昭	洋
11番	柳		正	敏		12番	足	立	義	明	
13番	寺	坂	寛	夫		14番	砂	田	典	男	
15番	山	田	延	孝		16番	伊	藤	幾	子	
17番	吉	田	博	幸		18番	上	田	孝	春	

~~~~~

説明のため出席した者

|           |                 |           |
|-----------|-----------------|-----------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦   |
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 西 垣 英 彦   |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 寺 谷 誠 一 郎 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 矢 部 康 樹   |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人   |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一   |
| 事 務 局 長   |                 | 遠 藤 全     |
| 消 防 局 長   |                 | 中 谷 隆 人   |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 高 橋 徹     |

~~~~~

事務局職員出席者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	田 中 利 明
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	森 山 武
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長	毛 利 元
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事	橋 本 圭 司

~~~~~

午前10時0分 開会

◆山田延孝 議長 皆様、おはようございます。

ただいまから令和元年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆**田中利明 書記長** 御報告いたします。

まず、議員の異動についてです。智頭町議会選出の谷口雅人議員から辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、令和元年7月26日付で議長より辞職を許可されました。

欠員となりました智頭町議会選出議員につきましては、同日、同町議会において選挙が行われ、大河原昭洋議員が選出されました。

次に、副議長の辞職許可について御報告いたします。谷本正敏議員から副議長の辞職願が提出され、地方自治法第108条ただし書きの規定に基づき、令和元年10月21日付で議長より辞職を許可されました。

次に、議会運営委員の辞任許可について御報告します。

足立義明議員から議会運営委員の辞任願が提出され、委員会条例第12条の規定に基づき、令和元年10月21日付で議長より辞任を許可されました。

以上、報告を終わります。

◆**山田延孝 議長** 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 第1 議席の指定

◆**山田延孝 議長** 日程第1、議席の指定を議題といたします。

今回選出されました大河原昭洋議員の議席は会議規則第4条第2項の規定により、10番に指定します。

### 第2 会期の決定

◆**山田延孝 議長** 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月24日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**山田延孝 議長** 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

### 第3 副議長の選挙

◆**山田延孝 議長** 日程第3、副議長の選挙を議題とします。

副議長の辞職に伴い、現在、副議長が欠員となっております。

これより、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**山田延孝 議長** 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名につきましては議長が行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**山田延孝 議長** 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、12番、足立義明議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました12番、足立義明議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**山田延孝 議長** 御異議なしと認めます。したがって、12番、足立義明議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました12番、足立義明議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に基づき、告知します。

12番、足立義明議員、御挨拶をお願いします。

〔足立義明副議長 登壇〕

◆**12番足立義明 議員** ただいま副議長に選任されました、岩美町議会の足立でございます。議員の皆さんの協力を得ながら、議長の補佐役として頑張っていきたいと思っております。ひとつよろしく願います。(拍手)

#### 第4 議員提出議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆**山田延孝 議長** 日程第4、議員提出議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。本案に対する提出者の説明、委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**山田延孝 議長** 御異議なしと認めます。したがって、提出者の説明、委員会付託は省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆**山田延孝 議長** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆**山田延孝 議長** 討論なしと認めます。

これより議員提出議案第2号、鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◆**山田延孝 議長** 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午前10時5分 休憩

午前10時8分 再開

◆**山田延孝 議長** ただいまから、会議を再開します。

#### 第5 常任委員の所属変更及び選任

◆**山田延孝 議長** 日程第5、常任委員の所属変更及び選任を議題とします。

総務消防委員の谷本正敏議員から福祉環境委員に、総務消防委員の柳正敏議員から福祉環境委員に、福祉環境委員の小倉一博議員から総務消防委員に、福祉環境委員の足立義明議員から総務消防委員に、それぞれ所属を変更したい旨の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。議員の申し出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**山田延孝 議長** 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定しました。

次に、常任委員の選任を行います。

お諮りします。欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、10番、大河原昭洋議員を福祉環境委員に、指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**山田延孝 議長** 異議なしと認めます。したがって、10番、大河原昭洋議員を福祉環境委員に、選任することに決定しました。

## 第6 議会運営委員の選任

◆**山田延孝 議長** 日程第6、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、8番、谷本正敏議員、10番、大河原昭洋議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**山田延孝 議長** 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を選任することに決定しました。

## 第7 議案第16号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第25号工事請負契約の変更についてまで（提案説明）

◆**山田延孝 議長** 日程第7、議案第16号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第25号工事請負契約の変更についてまで、以上10案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆**深澤義彦 管理者** 本組協議会定例会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、可燃物処理施設整備事業の取り組み状況について御報告いたします。可燃物処理施設の整備につきましては、令和4年度の完成を目指し、鋭意事業を進めており、本年8月2日、関係する1市4町の議会関係者、地元住民の代表、工事施工関係者など、多くの皆様の御臨席のもと、工事の安全と施設の無事完成を願う祈願祭と起工式をとり行い、8月19日より、プラント工事に着手いたしました。令和4年8月の本稼働に向け、着実に事業を推進してまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明いたします。議案第16号は令和元年度一般会計補正予算でありまして、本年4月の定期人事異動に伴う人件費を計上したものです。

議案第17号は、平成30年度一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付すものです。構成市町の

厳しい財政状況に鑑み、効率的で健全な財政運営に努めた結果、いずれの会計とも黒字決算となりました。

議案第18号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償等に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第19号は、職員等の旅費の支給に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第20号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員等に関して、所要の整理を行うため、関係条例の整備に関する条例を制定するものです。

議案第21号は、鳥取市役所の本庁舎移転に伴い、本組合の掲示場の位置を変更するため、条例を一部改正するものです。

議案第22号は、鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例に基づく、保有個人情報の開示請求の手續に当たり、郵送による開示請求に対応するため、条例を一部改正するものです。

議案第23号は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法の規定に基づく、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する手数料を改定するため、条例を一部改正するものです。

議案第24号は、環境クリーンセンター外壁屋根改修工事請負契約の変更について、必要な議決を得ようとするものです。

議案第25号は、八頭消防署改築（建築）工事請負契約の変更について、必要な議決を得ようとするものです。

以上、今回提案しました議案について、その概要を御説明いたしました。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

## 第8 組合行政一般に対する質問

◆**山田延孝 議長** 日程第8、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

16番、伊藤幾子議員。

[16番伊藤幾子議員 登壇]

◆**16番伊藤幾子 議員** おはようございます。16番、伊藤です。通告に従って、災害時における業務継続について質問をいたします。

今月12日に伊豆半島に上陸し、記録的な大雨となった大型台風19号は、甚大な被害をもたらしました。21日までに81名の方が犠牲となられ、心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

近年、台風が大型化し、想定外や記録的な大雨で被害も大きくなっています。各行政機関においても、日ごろからの備えがますます強く求められると思います。言うまでもなく、東部広域行政管理組合においても、災害が起きたときに、市町とともに災害対応の主体として重要な役割を担うこととなります。災害時の限られた条件のもとでも、業務を継続、あるいは早期に回復することが求められます。そのために、国は、災害時に行政みずからも被災し、人、もの、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画として、業務継続計画、いわゆるBCPの策定を推進しています。総務省、消防庁が毎年地方公共団体におけるBCP策定状況の調査を行っており、昨年度の結果では、市町村1,741団体中1,402団体、80.5%が策定済みで、前年度比でプラス285団体、16.3%の増となっています。BCPは必ずしも独立した計画書とする必要はなく、

何らかの文書体系に定めることでもよいとされているものですが、本組合においては、平成25年3月に地震・津波編としての事務局BCPが策定されています。そこでまず、事務局BCP策定の効果をどのように認識されているのかお尋ねをします。

それから、東部消防局のBCPについてはホームページには掲載されておらず、あるのかないのかわかりません。そこで、東部消防局BCPについてはどうなっているのかお尋ねをします。

以上、登壇での質問といたします。

◆**山田延孝 議長** 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆**深澤義彦 管理者** 伊藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

災害時における業務継続についてお尋ねをいただきました。まず国は、業務継続計画、いわゆるBCPの策定を推進をしていると、本組合においては平成25年3月に地震・津波編としての事務局BCPが策定をされているが、事務局BCP策定の効果をどのように認識をしているのかと、このようなお尋ねをいただきました。東部広域行政管理組合では、県東部圏域における地震や津波の災害発生を想定して、災害時優先業務を最大限、迅速かつ効果的に実施し、災害時における被害を最小限にとどめることを目的に、平成25年3月にこの事務局の業務継続計画、BCPを策定しております。本組合は火葬業務、し尿処理業務、不燃物処理業務など、東部圏域における広域的な事務を共同処理しているため、基本事項は鳥取県版のBCPに基づくとともに、組織市町や、医療、福祉施設等のBCPと連携、調整をしております。組合事務局BCPにつきましては、災害時においても住民の生命、身体や生活を守ることはもとより、事務局が何をいつ、どうやって行うのかの具体的な計画やそのための準備について組合組織として共通認識をし、ホームページ上でも公表しております、大きな効果が得られているものと認識をいたしております。

次に、東部消防局のBCPについては、ホームページに掲載をされておらず、あるのかないのかわからないと、どうなっているのかと、このようなお尋ねをいただきました。東部消防局は災害対応機関でありまして、あらゆる災害に対処するための消防計画を策定をし、業務に当たっております。この消防計画の中には消防庁舎や、消防署が被災した場合も含めて、業務継続に関する内容を盛り込んでいるところでございます。

以上でございます。

◆**山田延孝 議長** 伊藤幾子議員。

◆**16番伊藤幾子 議員** 御答弁いただきました。東部消防局のほうから先にお尋ねをします。消防計画の中に盛り込んでいるという御答弁でした。国のほうも、独立した計画にしなくてもいいんだと、何かの体系に入れていればいいんだということで、国も言っているのです、消防局のほうにもつくっていると、そういうふう理解をいたします。

それで、ホームページに先ほどの事務局BCPは載せてあるということで、消防計画の中に盛り込まれていると、なかなかわかりづらいのではないかなというふうには思います。ちなみに、8月に広域議会で視察に行った尾道市の消防局、ここは概要版なんですけれども、BCPをホームページで公表しております。事務局のBCPは住民にも周知するというので、ホームページに掲載をされているわけなんですけれども、消防局の消防計画の中にはあるんですけども、やはりBCPということで、ホームページへの掲載、わかりやすく掲載するという、その点についてのお考えをお尋ねいたします。

◆**山田延孝 議長** 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをさせていただきます。

◆山田延孝 議長 中谷消防局長。

◆中谷隆人 消防局長 お答えいたします。

先ほど答弁の消防計画の中で、住民と共通認識をするのが望ましい、被災時での業務継続に関する内容につきましては、消防計画の中から抜粋し、概要版としてホームページに掲載してまいりたいと考えております。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 では対応をよろしくお願いいたします。

では、続きまして、事務局BCPについてですけれども、効果について御答弁をいただきました。それで、災害が発生しますと、業務量が急激にふえてくるということが想定されるわけです、行政として。それで、本当に極めて膨大なものになると想定できます。被害状況の確認とか、あと発災直後から本当に短い時間で応急業務ということで対応しなければならなくなると。そのために、何を優先してやるべきかということで、BCPを策定して、先ほど答弁にもありましたけれども、災害時における被害を最小限にとどめていくために、住民の命や財産を守っていくために、やらなければならないということなんですけれども、これはBCPをつくったからといって、じゃあ、災害が起きたときに、直ちに対応できるかということ、そうではないと思うんですね。本当にBCPを効果あるものにしようと思えば、策定したBCPが本当に実効性があるのかどうか、そういったことの検証が要ると思います。例えば職員研修であったり、さまざまな訓練であったり、本当にこのBCPどうなんだろうかという確認する作業が必要だと思うんですけれども、本組合ではそのような取り組みをどのようにされているのか、お尋ねをします。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えをさせていただきます。

◆山田延孝 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 お答えいたします。

本組合事務局では平成25年のBCP策定を契機に、計画の実効性の確認といった点を含め、災害発生を想定した初動訓練を初め、緊急時における職員の安否確認、連絡体制確認等の訓練を実施してきております。今後も災害発生時において、職員個々が的確に行動に移せるよう、これらの取り組みを継続してまいりたいと考えております。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 安否確認訓練や初動訓練をやっているということですが、本組合のBCPによりますと、毎年度、図上訓練によりBCPの検証、見直しを行うと書かれています。私は毎年の図上訓練の中で出てきた課題や改善点、先ほど答弁にあった安否確認や初動訓練ですね、そういった中で出てきた課題や改善点をBCPの改訂によって、確実に計画に反映させていくということが大事だと考えます。ところが策定から6年半経過しているわけですが、一度も改訂されていません。これは毎年いろいろ訓練して検証したりしているけれども、見直すところがないということなんですか。その点をお尋ねします。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えいたします。

◆山田延孝 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 お答えいたします。

本組合事務局では先ほど答弁いたしましたとおり、平成25年のBCP策定を契機に、災害発生を想定した自主訓練の実施等による検証を行ってきたところでございますが、これまでのところ、大きな課題点等は特に生じていないものと認識をしております。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 いろいろ訓練をしてきたけれども、大きな課題等は見つかっていないという御答弁でした。内閣府が平成27年5月に出した市町村のための業務継続計画作成ガイドによりますと、計画策定後も訓練の実施や必要資源の点検等により、PDCAサイクルを回し、業務継続計画の実効性を高めていくことが望まれるとあります。そして、業務継続に係る訓練には非常参集訓練、安否確認訓練、御答弁がありましたね。非常通信訓練、情報システムのバックアップからの復旧訓練、災害対策本部を対象とした机上訓練、図上訓練など、さまざまな種類があるが、これらの訓練で明らかになった課題や改善点は業務継続計画の改定で確実に反映させると書かれています。中部ふるさと広域連合のBCPは現在第2版、平成29年12月に改訂されています。西部広域行政管理組合BCPは、平成25年1月につくられて、平成27年4月に改訂されて、これも現在第2版です。本組合の事務局BCPは、先ほど言いましたけど、一度もされてない。大きな課題は見当たらないというか、ないとおっしゃったんですけども、私は一度も改訂されてないのは、いかがなものかなと思うんですが、その点はどのように考えておられるんでしょうか。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

御案内のように、本組合では現在東部圏域の喫緊の課題であります新可燃物処理施設の整備への取り組みを進めているところでもありまして、本計画の改定に当たっては、この可燃物処理施設の完成時期等も見据えて、内容の見直し等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 新可燃物処理施設の完成のころに見直しという、ちょっとそんなに間があいていいのかしらと思いますけれども、ちょっと質問を続けますけども、この事務局BCPには災害時の対応だとか、平常時の事前対策についても書かれているわけですね。やはり、災害時及び平常時の対策を考えていくという点でいえば、今一体どうなっているのか、どのような課題があるのかと、やっぱりきちんと把握することが大事なことだと考えます。いろいろ訓練して、その結果大きな課題はないと言われましたけれども、それは一つ一つ私、ちょっと確認をとっていきたいんですが、まず、事務局庁舎についてです。BCPでは新耐震基準以前の建築物のため、必要に応じて耐震性を確認するとともに、耐震対策を行うと書かれていますが、事務局庁舎の耐震性についてどうなっているのかお尋ねをします。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えいたします。

◆山田延孝 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 お答えいたします。本組合の事務局庁舎、鉄筋3階建ての耐震性に関しましては、平成26年度に耐震診断を実施しており、建物の耐震性能をあらわす指標であります、I s 値にかかわる最低値としましては、基準地の0.6を下回ります0.43であり、震度6から7程度の規模の地震に対する評価といたしましては、

倒壊または崩壊する危険性があるとされたところでございます。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 では、その耐震診断の結果を受けて、私は必要な対策をとるべきだと考えますけれども、どのような検討状況なのかをお尋ねをします。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 お答えいたします。

平成26年度に実施をいたしました耐震診断の結果は、先ほど事務局長より答弁申し上げましたとおり、I s 値の最低値、これは基準値が0.6であります、これを下回る0.43であります、これは庁舎の2階の一部が基準値を下回っているというものでありまして、1階と3階に関しましては、それぞれ基準値を上回っており、耐震性能に問題はないといった状況にあります。なお、この耐震診断の報告は今後の改修設計時には改善する必要があると思われる、このような報告でありまして、改修自体の緊急性は高くないと考えておるところでございます。

以上です。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 ただいまの答弁で、2階の一部が基準よりも下回っていて、1階、3階は上回っていると。だから全体としては0.43という値になっていると、そのような御答弁だったかと思うんですけども、BCPでは事務局庁舎が被災し、使用不能な場合は代替拠点に移転すると、そういうふうになっているわけですけども、やはり私は対策を検討していくということが必要だと思うんですね。改修なり、何なりするときには検討することということなので、今時点ではそういうことは何も検討されていないというような御答弁だったかと思うんですけども、鳥取市の庁舎が新しくなりました。この市庁舎の問題で、私、耐震改修をずっと主張していましたから、その当時市民の方から庁舎が壊れて職員が犠牲になってもいいんかというふうに、私、怒られたこともあるんですね。東部広域の事務局の庁舎も2階が危ないわけでしょ、1階と3階はいいかもしれないけど。やっぱり2階に対して、日々職員が仕事をしている場所だと思うんですね。やはり私はしっかりと今後、今は何も検討されていないでしょうけど、方向性をやっぱり示すことが私は必要だと思うんですが、その点はどうか。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

本組合では、耐震性等の状況を鑑みまして、住民の皆様の安心安全のための各消防庁舎の改築を年次的に進めているところでございます。事務局庁舎の耐震性につきましては、先ほどお答えをさせていただきましたように、庁舎2階の一部が基準値を下回っているということは、認識をしているところでありまして、今後事務局庁舎のあり方等について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 いざとなったら代替拠点をつくるということかもしれないですけども、やはり日常的に仕事をされている大事な本部ですので、対応よろしくをお願いします。

では次、執務空間ということで、BCPにありました。現状と課題として、災害時において多くのキャビネ

ット等の転倒、窓ガラスの破損が想定される、大型キャビネット類が全く固定されていない場合は発災当日は執務室が使用できない。窓ガラスが飛散した場合には、室内にガラスが飛散し、室外の歩行者等に被害が発生する可能性や、冬季における防寒性が損なわれるというふうな、つくられたときの現状ですね、書かれています。これは6年半前につくられていますので、この間ほったらかしにされてきたとはどうしても思えません。今現在の執務室の現状及び課題をお尋ねいたします。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えいたします。

◆山田延孝 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 お答えいたします。

事務局事務室の現状等につきましては、平成25年のBCPの策定を機に、災害への事前対策を行っておりまして、具体的には耐震器具による大型キャビネット等の固定、転倒防止、それから一部窓ガラスの網入りガラスへの更新、破損防止などの補強対策を行っておるところでございます。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 対応をとっている、対策をとっているということですね。

では次、電気についてです。組合事務局には非常用発電設備がないことが現状であり、課題であるというふうにBCPに書かれています。ですから平常時の事前対策として、非常用発電設備の必要性について検討を行うと書かれています。今の検討状況についてお尋ねをします。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えいたします。

◆山田延孝 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 お答えいたします。

災害時におきまして、電力の供給が停止した場合には、復旧の可否等を調査いたしまして、状況によっては臨時的に本組合所有の代替拠点への臨時移転を想定しております。非常用発電設備の設置につきましては、直接的に住民の方々への影響も少ないことなどを鑑みまして、設置の必要性は低いものと考えております。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 では上水についてです。BCPでは上水は外部供給が絶たれた場合は、受水槽の残留水を使用することになるため、使用できる水量が制限されると書かれています。そしてその残留水は通常の使用状況ではおよそ3日分の水量と推計されると書かれています。しかし、その受水槽は老朽化が目立ち、防さび対策、更新を検討する必要があると課題が認識されているわけですが、その検討状況についてお尋ねをします。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えいたします。

◆山田延孝 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 お答えいたします。

上水用の受水槽につきましては、毎年度槽内の消毒とあわせて、機能等の点検を行っており、水質や設備機能的に問題はないものの、以前より受水槽の足場の腐食に関しまして、指摘をいただいている状況でございます。これまでも当該箇所の補修時期等に関しましては、関連業者の方と意見交換を行うなど、検討してき

ており、今後適切な時期を捉えまして、更新をしまいたいと考えております。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 いろいろ業者の方と検討していると、そういう御答弁だったと思います。

では、続いて、上水についてなんですけれども、平常時の事前対策として、ペットボトル等による飲料水の備蓄や、参集時の持参などの対応を行うが、組合事務局としての組織的な備蓄についても検討を行うと、そういうふうに書かれています。この水に関しての備蓄の検討状況をお尋ねします。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えいたします。

◆山田延孝 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 上水道に関しまして、BCPでは各所属及び職員はペットボトル等による飲料水の備蓄や参集時の持参などの対応を行うが、組合事務局としての組織的な備蓄についても検討を行うとしております。災害時におきまして、本組合事務局へ一般住民の方々が来庁されることはほぼ考えられないことから、現時点、この計画書記載のとおりでよいと考えておりますが、ペットボトル等による飲料水の備蓄が飲料用以外の用途への活用も含めて必要なものなのかどうか、引き続き検討してまいりたいと考えています。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 では、次、下水についてですけれども、つまりトイレですけれども、下水道への自然放流が可能であるが、下水道が使用できない場合は使用不可となるという課題に対して、簡易トイレ等の備蓄の検討を行うというふうな平常時の事前対策には書かれています。その検討状況をお尋ねします。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えいたします。

◆山田延孝 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 お答えいたします。

災害時のトイレの対応につきましては、簡易トイレ等の備蓄も有効な対応策ではありますが、本組合事務局へ一般住民の方々が来庁されることはほぼ考えられないことから、事務局庁舎の代替拠点とする施設などとの共同利用の要否を含めまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 では、次、通信についてですけれども、固定電話と鳥取市役所との専用線がありますが、どちらも断線した場合は使用は不可能。仮に固定電話は使えても、通信混雑で利用できない可能性が大きいと、BCPには書かれています。新庁舎になって新しい庁舎の電話もIP電話になるとかということで、これがつくられたときは状況が違っていると思うんですけれども、BCPにはとにかく平常時には固定電話が使用できない場合を想定して、できるだけ複数の代替手段を検討、準備しておくという、そういうふうな書かれてるわけですが、現在の状況をお尋ねします。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えいたします。

◆山田延孝 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 お答えいたします。

東部圏域内における組織市町や組合所管の施設、関係機関等との通信機能の確保は組合の災害対策本部とし

て、必要不可欠なものではありますが、災害時には固定電話、携帯電話とも通信の途絶によりまして、つながりにくくなることが想定をされます。このことから非常時においてもつながりやすいツールといたしまして、携帯電話のメール機能の有効活用や、職員のメールアドレスの把握を平素から行うようにするなど、他団体のBCP対応も参考にしながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 では、情報システムについてなんですけども、これはサーバー自体の故障や、ネットワークの断線等によってシステムが使えないことになる、そうなるとうちが大変になるわけですよね。BCPでは事前対策として、各所属はそれぞれが管理する情報システムに係るBCPを策定し、復旧の手順、代替方策の準備、検討を行うというふうに書かれています。どの程度検討準備がされているのか、お尋ねをします。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えいたします。

◆山田延孝 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 お答えいたします。

組合事務局における情報システムには、組合独自の業務用サーバー、それから一部使用を鳥取市へ依頼をしております鳥取市内部事務システム、さらに介護認定審査判定にかかわります介護保険システムがあります。これまで業務に関するデータのバックアップや鳥取市内部事務システムとのすみ分け対応などへの取り組みは適宜進めてきておりますが、各所属が管理する情報システムにかかわりますBCPにつきましては、これまで策定に至っていないところでございまして、策定に向け引き続き検討してまいりたいと考えております。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 いろいろ御答弁いただきました。BCPの中で、やはりそれぞれの人的資源だとか、物的資源ということで、現状であったり、課題であったり、事前にどうすればいいかというそういう取り組みであったり、そういうことが一応書かれているわけですよね。先ほど改訂についても新可燃物処理施設が完成の時期ぐらいにという、それにあわせてという答弁もありましたし、この間いろいろ訓練してきても大きな課題は見当たらないというような答弁もあったんですけども、今一つずつ聞いていく中で、やはり策定された当時とは違っていること、あるいはまだ引き続き検討事項となっていること、多々あるわけですよね。本当に私、やはり実効性のあるBCPにしていくためには、今答弁されたことがちゃんと本当に今のBCPに反映させないと、6年半前の現状のままのBCPで果たして本当に何かあったときに役に立つのかというふうに思うわけですよね。しかもホームページで公表しているわけですからね、改訂されていないものが、6年半前のものが、それが今のBCPですよということで公表されているわけですよね。幾ら内部で研修して、いろいろ訓練して検討して検証してやっていますといても、やはりそういったことが逐一反映されていないものはどうなのかと私は思うんですよね。この間本当に想定外といわれる災害がやはり起きる、答弁の中で一般住民の方が来られるような庁舎でもないというような答弁もありましたけれども、でもそこは何かあったときに、東部広域の本部として本当に職員が集まっているいろいろしていく場所ですよね。やっぱりそこが、それは新庁舎の中にどこかの部屋でできるならいいですけど、このたび新庁舎の中に東部広域の事務局が移るということもありませんから、今の庁舎の中でやるわけですよ、事務局庁舎の中で。やっぱりそういったときに、本当に先ほど冒頭、答弁で言われたBCPの策定の効果、本当にそれが果たせるようにするには、やっぱり今ある、私はBCPの改訂というのを、可燃物処理施設の完成を待たずして、改訂すべきところはやっぱり改訂すべきだと思うんで

すね。もし何か新可燃物処理施設のことも鑑みて、変えなければならなかったら、そのときに見直せばいいわけであって、大体毎年訓練や、検証して、P D C Aサイクルで見直しましょうみたいになっているわけですから、やはりそういうことをしていくことが本当に必要だと思うんですが、そのことについてのお考えをお尋ねします。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

本組合におきましては、東部圏域の喫緊の課題であります可燃物処理施設整備と住民の皆様の安全安心のための年次計画による消防庁舎の整備が大きな経費を要する最優先の事業と考えております。一方、地震、津波に備えるだけでなく、全国的にも集中豪雨などによる大規模な災害が頻発をしている状況がありまして、事務局BCPは各取り組み事項の見直しを反映をさせながら、先ほど可燃物処理施設整備、これを一つの目安といえますか、時期というようなお答えをさせていただきましたが、この可燃物処理施設が本格稼働をするまでのできるだけ早い時期の改訂を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 本当に広域行政とはいえ、そこに住んでおられる住民の方に本当に身近な行政を担っているわけですから、先ほど管理者が答弁されたように可燃物処理施設の完成を待たずに改訂すべきところはやっていただきたいということを述べて終わります。

◆山田延孝 議長 以上で、組合行政一般に対する質問を終了します。

#### 第9 議案第16号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第25号工事請負契約の変更についてまで（質疑・委員会付託）

◆山田延孝 議長 日程第9、議案第16号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第25号工事請負契約の変更についてまで、以上10案を一括して議題とします。

これより10案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◆山田延孝 議長 質疑なしと認めます。

議案第16号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第25号工事請負契約の変更についてまで、以上10案は審査のためお手元に配付してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれで散会します。

午前10時51分 散会

## 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和元年10月24日（木曜日）

### 議事日程（第2号）

令和元年10月24日（水） 午前10時0分開議 鳥取市議会議場

第1 議案第16号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第25号工事請負契約の変更についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1

~~~~~

### 出席議員（18名）

|     |   |   |   |    |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|
| 1番  | 前 | 田 | 伸 | 一  | 2番  | 星 | 見 | 健 | 蔵 |
| 3番  | 岩 | 永 | 安 | 子  | 4番  | 横 | 山 |   | 明 |
| 5番  | 石 | 田 | 憲 | 太郎 | 6番  | 棕 | 田 | 昇 | 一 |
| 7番  | 小 | 倉 | 一 | 博  | 8番  | 谷 | 本 | 正 | 敏 |
| 9番  | 川 | 上 |   | 守  | 10番 | 大 | 河 | 原 | 昭 |
| 11番 | 柳 |   | 正 | 敏  | 12番 | 足 | 立 | 義 | 明 |
| 13番 | 寺 | 坂 | 寛 | 夫  | 14番 | 砂 | 田 | 典 | 男 |
| 15番 | 山 | 田 | 延 | 孝  | 16番 | 伊 | 藤 | 幾 | 子 |
| 17番 | 吉 | 田 | 博 | 幸  | 18番 | 上 | 田 | 孝 | 春 |

~~~~~

説明のため出席した者

管理者	鳥取市長	深澤義彦
副管理者	岩美町長	西垣英彦
副管理者	智頭町長	寺谷誠一郎
副管理者	若桜町長	矢部康樹
副管理者	八頭町長	吉田英人
副管理者	鳥取市副市長	羽場恭一
事務局長		遠藤全
消防局長		中谷隆人
会計管理者	鳥取市会計管理者	高橋徹

~~~~~

事務局職員出席者

|      |             |       |
|------|-------------|-------|
| 書記長  | 鳥取市議会事務局長   | 田中利明  |
| 書記次長 | 鳥取市議会事務局長次長 | 森山武   |
| 書記   | 鳥取市議会事務局主任  | 萩原真智子 |
| 書記   | 鳥取市議会事務局主任  | 眷井知世  |

~~~~~

午前10時0分 開議

◆山田延孝 議長 皆様、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆田中利明 書記長 御報告いたします。

昨日開催されました議会運営委員会におきまして、副委員長に、8番、谷本正敏議員が、福祉環境委員会におきまして、委員長に、10番、大河原昭洋議員がそれぞれ選出されました。

以上、報告を終わります。

◆山田延孝 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 議案第16号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第25号工事請負契約の変更についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

◆山田延孝 議長 日程第1、議案第16号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第25号工事請負契約の変更についてまで、以上10案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、6番、椋田昇一議員。

〔6番椋田昇一議員 登壇〕

◆6番椋田昇一 議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告いたします。

議案第17号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、議案第19号鳥取県東部広域行政管理組合職員等の旅費に関する条例の制定について、議案第21号鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例の一部改正について、議案第22号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正について、議案第23号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について、議案第25号工事請負契約の変更について、以上6案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号鳥取県東部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第20号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上2案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

◆山田延孝 議長 福祉環境委員長、10番、大河原昭洋議員。

[10番大河原昭洋議員 登壇]

◆10番大河原昭洋 議員 福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告いたします。

議案第16号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算、議案第24号工事請負契約の変更について、以上、2案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち本委員会の所管に属する部分、本案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

◆山田延孝 議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◆山田延孝 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告により発言を許可します。

16番、伊藤幾子議員。

[16番伊藤幾子議員 登壇]

◆16番伊藤幾子 議員 16番、伊藤です。私は、議案第17号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について、議案第18号鳥取県東部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第20号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に制定について、以上3議案に反対の立場で討論を行います。

まず、議案第17号ですが、昨年度も新可燃物処理施設の建設事業が進められました。昨年7月には本体工事を行う事業者も選定されましたが、日量240トンの施設規模や高効率発電がごみの減量化に逆行するのではないかという疑念は消えてはいません。また、全世帯にかかわる問題であるにもかかわらず、地元の対策協議会に

3回ほどの説明と、河原町・用瀬町・佐治町の合同会議での説明会だけだということでした。委員会の中では、執行部が説明をして感じた印象を、応援を含めて期待されていると感じたというようなことが述べられていましたが、建設及び20年間の運営費用を含め300億円を超えるということが、どれだけ知られているのでしょうか。直接説明をすることが大事であり、住民説明会を開くべきだったのではないのでしょうか。依頼があれば行うという姿勢はいかがなものかと思えます。

次に、議案第18号です。来年4月からの会計年度任用職員制度導入のため、新たに条例をつくるもので、鳥取市の条例及び規則を準用するとしています。この会計年度任用職員制度では、期末手当が支給できるようになるため、年収としては今よりもふえるとされていますが、鳥取市の条例及び規則を準用するとなると、毎月の給与では現在よりも減る人が出てくる場合があります。現在、本組合で働いている事務補助の嘱託の方々が、希望をされれば来年4月からは会計年度任用職員に移行となりますが、その処遇については今のところ検討中で、どうなるのかはわからないということです。処遇の改善がはっきりとわからない以上、賛成することはできず、議案第20号についても、会計年度任用職員に関係する条例改正があり、賛成できません。

以上、反対討論といたします。

◆**山田延孝 議長** 以上で討論を終わります。

これより採決します。

まず、議案第16号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆**山田延孝 議長** 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆**山田延孝 議長** 起立多数であります。したがって、本案は、認定されました。

次に、議案第18号鳥取県東部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆**山田延孝 議長** 起立多数であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号鳥取県東部広域行政管理組合職員等の旅費に関する条例の制定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆**山田延孝 議長** 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆**山田延孝 議長** 起立多数であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆**山田延孝 議長** 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆**山田延孝 議長** 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆**山田延孝 議長** 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号工事請負契約の変更についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆**山田延孝 議長** 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号工事請負契約の変更についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆**山田延孝 議長** 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、令和元年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時14分 閉会